

令和 3年 9月 1日

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

米子信用金庫では、令和3年1月4日以降に開設された下記預金口座に対し、「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、今般、下記のとおり「未利用口座管理手数料」適用対象口座を変更いたします。

本手数料は未利用の状態となった預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

記

1. 「未利用口座管理手数料」の対象預金種目（変更はありません）

- (1) 普通預金（無利息型普通預金および定期性総合口座取引を含む）
- (2) 貯蓄預金
- (3) 納税準備預金

2. 「未利用口座管理手数料」の対象となる条件概要（太枠部分に変更となります）

次の条件をすべて満たす預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

	現行	変更後
①	令和3年1月4日以降に開設された、上記1. に記載の預金口座であること。	開設時期による区別を行わず、左記に「令和2年12月30日以前に開設した普通預金口座」も加える。*1
②	令和4年1月4日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない預金口座であること。	
③	該当の預金口座の残高が1万円未満であること。	
④	同一支店で、他のお預かりの金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）のお取引がないこと。	
⑤	お借入がないこと。	
⑥	出資会員でないこと。	

※紛失などをご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

*1 本変更により、開設時期による区別なく、上記1. の対象預金種目に該当するすべての口座が対象となります。

3. 未利用口座管理手数料のご案内について（変更はありません）

- お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます（「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達したものとみなします）。
- ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

4. 口座の自動解約について（変更はありません）

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じたいしかねますので、予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上